

第2 地下水の状況

1 地下水の水質常時監視結果

地下水の水質常時監視は、水質汚濁防止法第16条の規定により愛知県知事が作成した2022（令和4）年度地下水の水質測定計画及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第10条に基づき実施したものである。

（1）調査期間

令和4年4月～令和5年3月

（2）調査内容

ア 概況調査

（ア）定点調査

同一地点の経年的な地下水質の状況を把握するため、6地点において地下水質の測定を実施した。

測定項目は、資料4「地下水の水質汚濁に係る環境基準等」（平成9年環境庁告示第10号）に掲げる環境基準項目である28項目のうち、アルキル水銀を除く27項目とし、アルキル水銀の測定は、総水銀の環境基準を超過した場合に行うこととした。また、4地点においては要監視項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の測定を実施した。調査回数はいずれも年1回である。

（イ）メッシュ調査

市域の全体的な地下水質の状況を把握するため、新たに選定した27地点において地下水質の測定を実施した。

測定項目は、定点調査と同じ環境基準項目とした。調査回数は年1回である。

イ 汚染井戸周辺地区調査

令和4年度までの概況調査（メッシュ調査）において新たに環境基準を超過した地点について汚染範囲を確認するため、2地区3地点において、環境基準を超過した項目、その親物質及び分解生成物を対象として、メッシュ調査で汚染が確認された地点（発端井戸）及び周辺井戸の地下水質の測定を実施した。

また、事業者による調査等を契機に地下水汚染が判明した地点について汚染範囲を確認するため、5地区15地点において、同様に周辺井戸の地下水質の測定を実施した。

ウ 定期モニタリング調査

汚染の継続的な監視のため、過去の概況調査（メッシュ調査）等で環境基準を超過した19地区22地点及び事業者からの調査等を契機に汚染が判明した9地区11地点において、それぞれ環境基準を超過した項目を対象に、地下水質の測定を実施した。調査回数は年1回である。

（3）調査地点

図2-1及び表2-1のとおり。

（4）測定方法及び評価方法

測定方法は資料4に掲げる方法とし、評価方法は同資料に示す環境基準により評価した。

(5) 調査機関及び調査地点数

機関名	概 況 調 査		汚染井戸周 辺地区調査	定期モニタ リング調査	計
	定点調査	メッシュ調査			
名古屋市	4	27	18	33	82
国土交通省	2	0	0	0	2
計	6	27	18	33	84

(6) 調査結果

ア 概況調査

(ア) 定点調査

6地点のうち5地点において環境基準を達成したが、1地点においては環境基準を超過した項目があった。また、測定を実施した要監視項目は、4地点すべての地点において暫定指針値を下回った。

【環境基準を超過した項目の調査結果】

地点番号	調査地点	項 目	濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
1	西区栄生一丁目	砒素	0.011	0.01 以下

(イ) メッシュ調査

27地点のうち26地点において環境基準を達成したが、1地点においては環境基準を超過した項目があった。

【環境基準を超過した項目の調査結果】

地点番号	調査地点	項 目	濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
28	港区潮見町	砒素	0.011	0.01 以下

イ 汚染井戸周辺地区調査

令和3年度及び令和4年度概況調査（メッシュ調査）の結果に基づき実施した汚染井戸周辺地区調査については、2地区3地点のうち発端井戸1地区1地点において環境基準を超過した項目があった。汚染原因究明のため、当該井戸所有者及び周辺の事業場に対して、汚染物質の使用状況について過去も含めて調査したが、原因の特定には至らなかった。

また、事業者報告等に基づき実施した調査については、5地区15地点すべてで環境基準を達成した。

【概況調査結果による調査結果】

地点 番号	調査地点	項 目	調査 井戸数	環境基準 超過井戸数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
34	港区天目町周辺	砒素	1(1)	0(0)	0.006	0.01 以下
35～ 36	港区潮見町 (発端井戸： 地点番号35)	砒素	2(1)	1(1)	0.009～0.011	0.01 以下

注 ()内の数値は発端井戸を内数で示す。

【事業者報告等による調査結果】

地点番号	調査地点	項 目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
37～38	昭和区高辻町周辺	クロロエチレン	2	0	<0.0002	0.002 以下
		1,2-ジクロロエチレン	2	0	<0.004	0.04 以下
39～41	東区矢田三丁目周辺	クロロエチレン	3	0	<0.0002	0.002 以下
		1,1-ジクロロエチレン	3	0	<0.01	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	3	0	<0.004	0.04 以下
		トリクロロエチレン	3	0	<0.001	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	3	0	<0.0005	0.01 以下
42～45	中区新栄一丁目周辺	ベンゼン	4	0	<0.001	0.01 以下
46～49	西区丸野二丁目周辺	クロロエチレン	3	0	<0.0002	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	4	0	<0.0004	0.004 以下
50～51	中川区月島町周辺	六価クロム化合物	2	0	<0.01	0.02 以下

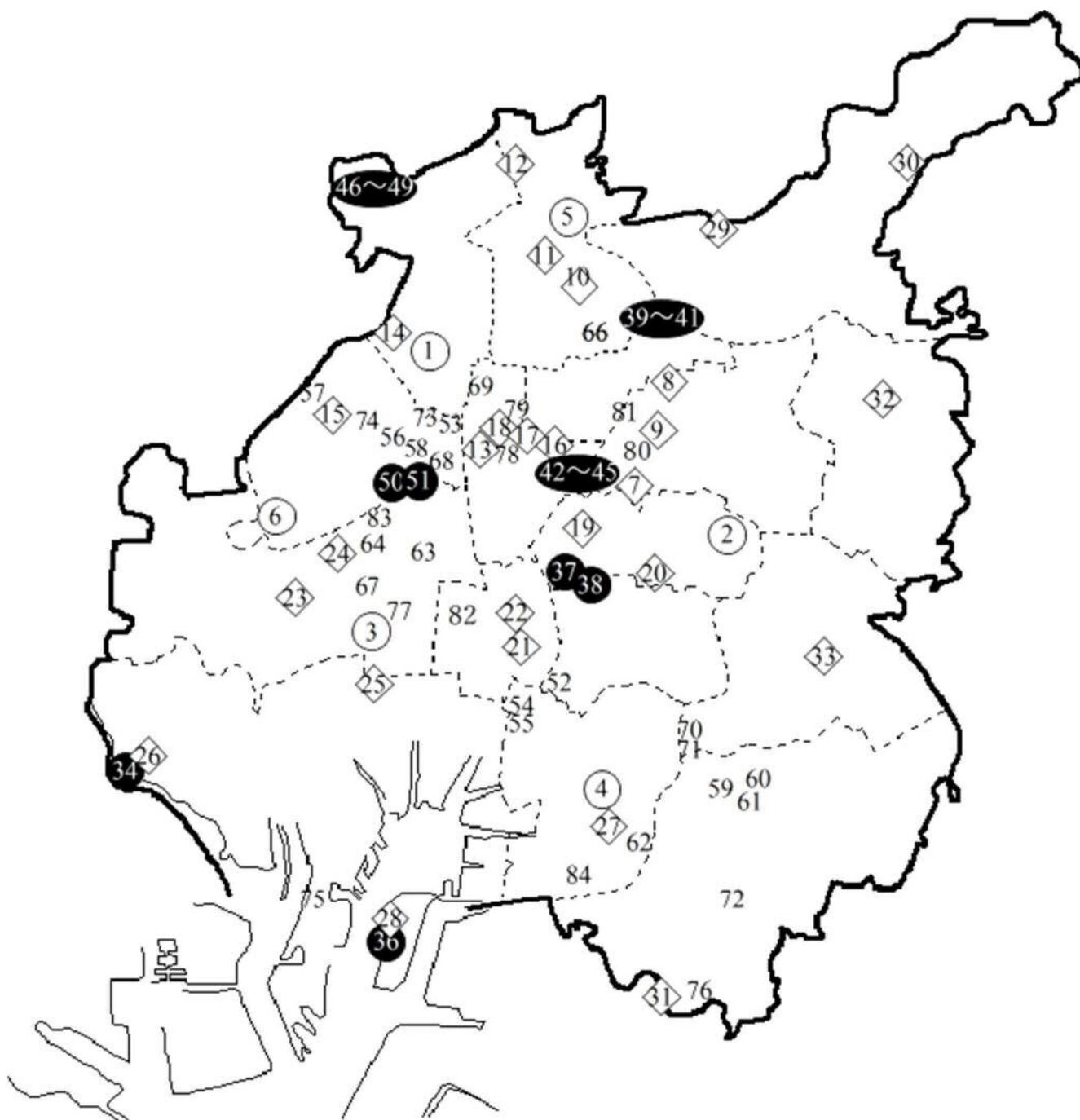
ウ 定期モニタリング調査

33地点（28地区）のうち10地点（10地区）において環境基準を達成したが、23地点（21地区）においては環境基準を超過した項目があった。

地点番号	調査地点	項 目	濃度 (mg/L)	環境基準超過状況	環境基準 (mg/L)
52	瑞穂区桃園町	1,2-ジクロロエチレン	0.22	×	0.04 以下
53	中村区名駅二丁目	砒素	0.010	○	0.01 以下
54	南区三条一丁目	砒素	0.012	×	0.01 以下
55	南区三条一丁目	砒素	0.012	×	0.01 以下
56	中村区竹橋町	砒素	0.009	○	0.01 以下
57	中村区宿跡町	砒素	0.028	×	0.01 以下
58	中村区太閤三丁目	砒素	0.015	×	0.01 以下
59	緑区鳴海町	総水銀	0.0026	×	0.0005 以下
60	緑区鳴子町	総水銀	<0.0005	○	0.0005 以下
61	緑区池上台三丁目	総水銀	0.014	×	0.0005 以下
62	南区星崎二丁目	クロロエチレン	0.0029	×	0.002 以下
63	中川区五女子町	1,2-ジクロロエチレン	0.043	×	0.04 以下
64	中川区南脇町	クロロエチレン	0.0083	×	0.002 以下
65	西区丸野二丁目	クロロエチレン	0.0002	○	0.002 以下
66	北区大曾根二丁目	1,2-ジクロロエチレン	0.031	○	0.04 以下
67	中川区松ノ木町	1,2-ジクロロエチレン	0.045	×	0.04 以下
68	中村区平池町	クロロエチレン	0.0043	×	0.002 以下
69	中区三の丸一丁目	クロロエチレン	0.0020	○	0.002 以下
70	天白区古川町	トリクロロエチレン	0.013	×	0.01 以下
71	天白区古川町	トリクロロエチレン	0.007	○	0.01 以下
72	緑区左京山	1,2-ジクロロエチレン	0.089	×	0.04 以下
		トリクロロエチレン	0.37	×	0.01 以下
73	中村区名駅一丁目	クロロエチレン	0.0024	×	0.002 以下
74	中村区道下町	砒素	0.050	×	0.01 以下
75	港区汐止町	砒素	0.017	×	0.01 以下
76	緑区大根山二丁目	総水銀	0.0012	×	0.0005 以下

地点 番号	調査地点	項 目	濃度 (mg/L)	環境基準 超過状況	環境基準 (mg/L)
77	中川区八家町	1, 2-ジクロロエチレン	0.086	×	0.04 以下
		トリクロロエチレン	0.058	×	0.01 以下
78	中区錦三丁目	テトラクロロエチレン	0.014	×	0.01 以下
79	東区東桜一丁目	クロロエチレン	<0.0002	○	0.002 以下
		1, 1-ジクロロエチレン	<0.01	○	0.1 以下
		1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	○	0.04 以下
		トリクロロエチレン	0.003	○	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	0.0054	○	0.01 以下
80	千種区今池五丁目	トリクロロエチレン	0.012	×	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	0.0028	○	0.01 以下
81	千種区内山一丁目	1, 2-ジクロロエチレン	0.059	×	0.04 以下
82	熱田区神野町	クロロエチレン	0.0011	○	0.002 以下
83	中川区乗越町	クロロエチレン	0.011	×	0.002 以下
84	南区要町	クロロエチレン	<0.0002	○	0.002 以下

注 表中○は環境基準を満たしたことを示し、×は超過したことを示す。



注 ○数字・・・・概況調査（定点調査）地点
 ◇数字・・・・概況調査（メッシュ調査）地点
 ●数字・・・・汚染井戸周辺地区調査地点
 数字のみ・・・・定期モニタリング調査地点
 （35、65はそれぞれ28、46と同一地点のため、28、46のみ記載）

図2-1 調査地点図

表2-1 調査地点一覧表

地点 番号	調査地点	区 分	使用用途	井戸の区分 (ストレーナーの位置 単位:m)	調査機関
1	西区栄生一丁目	概況定点調査	一般飲用	深井戸(108.75～119.75、136.25～141.75)	名古屋市
2	昭和区妙見町	概況定点調査	生活用水	深井戸(24～28、33～36、43～52、60～65)	名古屋市
3	中川区北江町	概況定点調査	その他	浅井戸(1～10)	名古屋市
4	南区立脇町	概況定点調査	工業用水	深井戸(50～56、66～67、77～88、94～100)	名古屋市
5	北区安井町	概況定点調査	その他	深井戸(19～29)	国土交通省
6	中村区岩塚町	概況定点調査	その他	深井戸(75.5～78.5)	国土交通省
7	千種区春岡通	概況メッシュ調査	生活用水	不明	名古屋市
8	千種区萱場二丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(45～51、59～65)	名古屋市
9	千種区高見二丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(72～96)	名古屋市
10	北区瑠璃光町	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(18.75～24.25、32.25～40.75)	名古屋市
11	北区天道町	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(80～90)	名古屋市
12	北区落合町	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(30～34、42～50、54～58)	名古屋市
13	中区栄二丁目	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(82～94、106～112、118～124、156～165、171～183)	名古屋市
14	西区枇杷島一丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(25～26)	名古屋市
15	中村区中村町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(103～109、115～119、125～142)	名古屋市
16	中区栄四丁目	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(52～56、80～88)	名古屋市
17	中区栄三丁目	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(36.45～47.7、60.2～63.95)	名古屋市
18	中区錦二丁目	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(30～45)	名古屋市
19	昭和区鶴舞四丁目	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(50～58、82～86、90～94)	名古屋市
20	昭和区檀溪通	概況メッシュ調査	その他	浅井戸(6～13)	名古屋市
21	熱田区神宮一丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(40～48、60～64、72～80、84～92)	名古屋市
22	熱田区夜寒町	概況メッシュ調査	その他	不明	名古屋市
23	中川区中郷四丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(58～71、78～86)	名古屋市
24	中川区上高畑一丁目	概況メッシュ調査	工業用水	浅井戸(6～8)	名古屋市
25	港区川間町	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(110～120)	名古屋市
26	港区新茶屋四丁目	概況メッシュ調査	その他	浅井戸(9～11)	名古屋市
27	南区道全町	概況メッシュ調査	工業用水	不明(0～33)	名古屋市
28	港区潮見町	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(10～20、20～25)	名古屋市
29	守山区川宮町	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(70～80)	名古屋市
30	守山区大森北二丁目	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(72～139)	名古屋市
31	緑区茨谷山	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(83.6～89.8、93.9～100)	名古屋市
32	名東区上社一丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(40～50、80～90)	名古屋市
33	天白区原二丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(50～60)	名古屋市
34	港区天目町	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(121～129、177～183、203～216)	名古屋市
35	港区潮見町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(10～20、20～25)	名古屋市
36	港区潮見町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(125～228)	名古屋市

地点 番号	調査地点	区 分	使用用途	井戸の区分 (ストレーナーの位置 単位:m)	調査機関
37	昭和区高辻町	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	深井戸(105～117)	名古屋市
38	瑞穂区太田町	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
39	東区矢田五丁目	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	不明	名古屋市
40	東区大幸三丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(40～45、83～87、98～101、108～113)	名古屋市
41	東区矢田三丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(12～18、34～40、88～91)	名古屋市
42	中区千代田五丁目	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	不明	名古屋市
43	中区新栄二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
44	中区栄四丁目	汚染井戸周辺地区調査	一般飲用	深井戸(99～110、121～126)	名古屋市
45	千種区千種二丁目	汚染井戸周辺地区調査	一般飲用	深井戸(48～60、115～120)	名古屋市
46	西区丸野二丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(26～35)	名古屋市
47	西区十方町	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(80～90)	名古屋市
48	西区木前町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(25～30、35～40)	名古屋市
49	西区山木二丁目	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	深井戸(20～25、35～45)	名古屋市
50	中村区平池町	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(642.2～783.6)	名古屋市
51	中村区平池町	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
52	瑞穂区桃園町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(55～73、79～91、97～103)	名古屋市
53	中村区名駅二丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(100～108)	名古屋市
54	南区三条一丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸(50～80)	名古屋市
55	南区三条一丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸(50～80)	名古屋市
56	中村区竹橋町	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸(90～100)	名古屋市
57	中村区宿跡町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(58～60)	名古屋市
58	中村区太閤三丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸(80～120)	名古屋市
59	緑区鳴海町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(9～37、41～45)	名古屋市
60	緑区鳴子町	定期モニタリング調査	一般飲用	不明	名古屋市
61	緑区池上台三丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(20～24、30～34、60～64)	名古屋市
62	南区星崎二丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(30～49)	名古屋市
63	中川区五女子町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(65～75)	名古屋市
64	中川区南脇町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(69～73、91～99)	名古屋市
65	西区丸野二丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(26～35)	名古屋市
66	北区大曾根二丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(60～80)	名古屋市
67	中川区松ノ木町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(30～33、55～58)	名古屋市
68	中村区平池町	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(60～80)	名古屋市
69	中区三の丸一丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(71～77、89～101、107～110、128～131、143～157、164～170、176～182)	名古屋市
70	天白区古川町	定期モニタリング調査	工業用水	不明(0～50)	名古屋市
71	天白区古川町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(50～60)	名古屋市
72	緑区左京山	定期モニタリング調査	生活用水	不明	名古屋市
73	中村区名駅一丁目	定期モニタリング調査	その他	深井戸(80～110)	名古屋市
74	中村区道下町	定期モニタリング調査	生活用水	不明	名古屋市

地点 番号	調査地点	区 分	使用用途	井戸の区分 (ストレーナーの位置 単位:m)	調査機関
75	港区汐止町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(156～186、198～210、 226～234、250～258、266～270、 274～282、290～294)	名古屋市
76	緑区大根山二丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(40～50)	名古屋市
77	中川区八家町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(35～40、45～50)	名古屋市
78	中区錦三丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(22～30、36～44)	名古屋市
79	東区東桜一丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(38～46)	名古屋市
80	千種区今池五丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(92～97、101～107)	名古屋市
81	千種区内山一丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(50～60、90～100)	名古屋市
82	熱田区神野町	定期モニタリング調査	工業用水	不明	名古屋市
83	中川区乗越町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(100～110)	名古屋市
84	南区要町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(90～110)	名古屋市

注1 使用用途は次のように分類している。

「一般飲用」：飲用に用いられている可能性のある井戸

「生活用水」：飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられている可能性が全くない井戸

「工業用水」：井戸水を冷却等の工業用として用いている井戸で、飲用に用いられる可能性が全くない井戸

「そ の 他」：上記のいずれにも分類されない井戸

注2 浅井戸とは、第一不透水層より上層で不圧地下水を採取する井戸であり、深井戸とは、第一不透水層より下層で被圧地下水を採取する井戸をいう。